

相続財産

プラスの財産

- 不動産（土地・借地権・建物）



- 現金・預貯金・貸付金



- 国債・社債・有価証券



- 車・ゴルフ会員権



- 家財・骨董品・宝石・貴金属など



マイナスの財産

- 借入金
- 未払の所得税、住民税、固定資産税
- 預かり敷金、保証金など



財産とはならないもの

- 墓地、仏壇、仏具
- 相続人が受け取った死亡退職金のうち一定の金額
- 相続人が受け取った生命保険金などのうち一定の金額など



詳しくは経験豊富な
加藤税理士に相談してみよう！

☎ 0120-233-477(代)

🏠 0466-23-1463 📠 0466-22-7174

〒251-0031 神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷 4-35-5 toshiharu@katozeirishi.com

